

小 田 原 市
子ども・子育て支援事業計画

すこやかに子どもを育む地域の環
子育て安心都市小田原

< 概 要 版 >

平成27年3月
小 田 原 市

はじめに

近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景に、子育てに対する不安や負担感を覚える家庭が増えています。また、都市部においては待機児童の増加が社会問題化するなど、子どもと子育てをめぐる様々な課題への対応はますます重要になってきています。

未来を担う子どもたちが、地域で見守られながら健やかに成長できる社会の実現は、本市においても最重要課題の一つであり、まちづくりの目標の一つに「いのちを大切にする小田原」を掲げ、これまでも様々な子ども・子育て支援、次世代育成支援の取組を進めてまいりました。

こうした中、平成24年8月に子ども・子育て支援法などのいわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みとして「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。このことに伴い、すべての子どもに良質な成育環境と、実情に応じた支援が適切に提供できるよう、「小田原市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画は、市内の子育て世帯の子ども・子育て支援のニーズを反映した幼児期の教育・保育、子育て支援の確保方策を定めるとともに、従来からの「小田原市次世代育成支援対策行動計画」を継承し、広く子育て支援、次世代育成に関する事業を体系的に位置づけることで、平成27年度から5年間の本市の子ども・子育て支援の指針とするものです。

今後は計画に基づき、基本理念である「すこやかに子どもを育む地域の環 子育て安心都市 小田原」の実現に向けて、福祉、保健・医療、教育、雇用などの幅広い関係者や事業者そして地域の皆様と連携を図り、一体となって安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の充実に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたり、熱心にご審議いただきました「小田原市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただいた市民の皆様、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見・ご提言をいただいた市民の皆様ならびに関係者各位に心からお礼申し上げます。

小田原市長 加藤 憲一

1 計画の位置付けと計画期間

本計画は子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保量や、法に基づく業務の円滑な実施などについて定め、本市の総合計画である「おだわら TRY プラン」の施策の方向やその他の関連計画とも連携し、整合を図ります。

なお、これまで本市における子育て支援・次世代育成に関する各種の施策・事業を位置付けてきた「次世代育成支援対策行動計画」は、根拠法の改正に伴い策定が任意のものとなりましたが、本計画は「次世代育成支援対策行動計画」を継承し、改正後の次世代育成支援対策推進法に基づく計画としても位置付けます。

計画期間は、平成27年度から平成31年度の5年間とし、計画期間中は施策の実施状況の点検、評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画期間

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
小田原市次世代育成支援対策行動計画 (後期計画)									
				継承	小田原市子ども・子育て支援事業計画				

2 計画の基本理念

『すこやかに子どもを育む地域の環

子育て安心都市小田原』

子どもは、私たちの未来を担う大切な社会の宝です。すべての人々が子どもや子育てに関心を持ち、子どもの幸せを第一に考えながら、子育てをする家庭を中心として、学校、地域、企業、行政等の社会全体が一体となって子育てを支援し、小田原の子どもたちをたくましく、心豊かに育み、子どもを産み育てることに夢と希望と誇りを持てる「すこやかに子どもを育む地域の環 子育て安心都市小田原」の実現を目指します。

3 計画の基本的な視点

基本理念に基づき、次の3つの基本的な視点を大切に取り組んでいきます。

子どもの視点

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもの生存と発達が保障されるよう子ども・子育て支援を推進することが必要です。

子育て中の保護者に対する支援の視点

保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長と子育ての喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが必要です。

社会全体による支援の視点

社会のあらゆる分野におけるすべての人々が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれが協働しながら役割を果たしていくことが必要です。

4 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、次の4つの基本目標を掲げ計画を推進していきます。

安心して楽しく産み育てることができる環境づくり

多様化する子育て世帯のニーズに沿った環境整備と、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を推進することで、安心して楽しみながら子育てができる環境づくりを進めていきます。

子どもの発達に応じた育ちを支援する環境づくり

子どもたちの健やかな育ちを保障するため、発達段階に応じた適切な保護者の関わりを促すとともに、質の高い教育・保育、子育て支援を提供できる環境づくりを進めていきます。

子育てと仕事の両立を支援する仕組みづくり

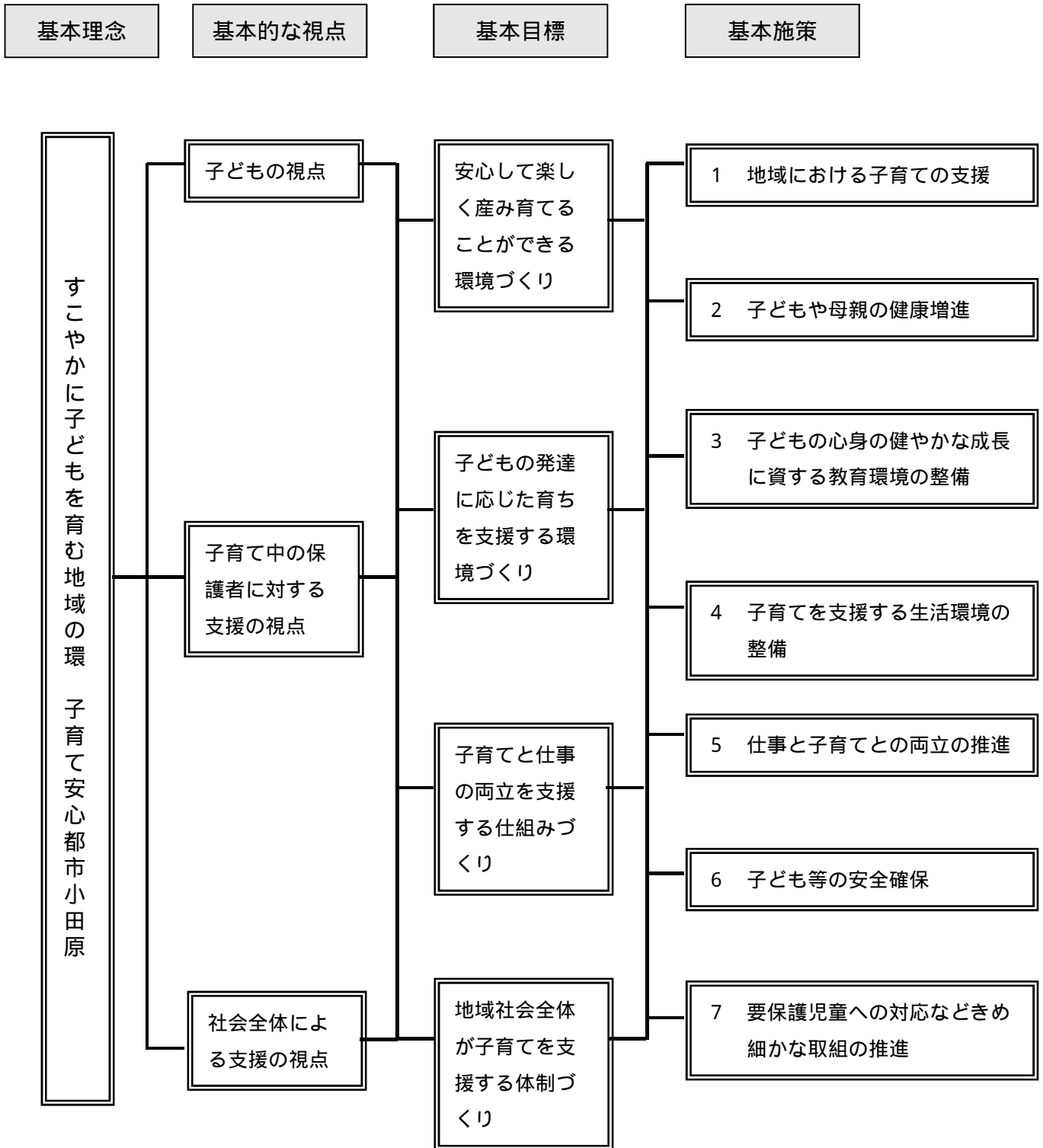
仕事と子育ての両立を支える環境の整備、父親の子育て参画の促進など、多様化する就労環境やニーズを踏まえながら子育てと仕事のバランスを保つことができるような仕組みづくりを進めていきます。

地域社会全体が子育てを支援する体制づくり

地域社会における子育ての意義の理解が一層進み、地域社会全体が子どもと子育て家庭に寄り添い、支えられる体制づくりを進めていきます。

5 施策の体系

基本目標を柱として7つの基本施策の体系を定め、施策を展開していきます。



6 施策の展開

基本目標の実現に向けて、本市で推進する子ども・子育て支援に関する基本施策を設定し、基本施策ごとの主要な事業を個別事業として位置付けます。

基本施策1 地域における子育ての支援

安心して子どもを産み育て、子どもが心身共に健やかに成長するために、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援に努めるほか、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進めていきます。

また、ライフスタイルや働き方、子育てに関する価値観が多様化する中で、待機児童の解消や幼児期の教育・保育サービスに対する様々なニーズへの対応、経済的負担の軽減を図るなど、教育・保育サービスの提供体制を計画的に確保し、質の向上に努めていきます。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

子育て支援拠点管理運営事業 地域子育てひろば事業 一時預かり事業
ファミリー・サポート・センター運営事業 病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)
養育支援家庭訪問事業 母子訪問指導事業 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 放課後子ども教室推進事業
地域の見守り拠点づくり事業 児童プラザ管理運営事業

(2) 幼児期の教育・保育サービスの充実

通常保育事業 延長保育促進事業 休日保育事業 乳児保育促進事業
障がい児保育促進事業 認可外保育施設への支援事業 公立保育所運営管理事業
公立保育所施設整備事業 民間保育所等施設整備補助事業
認定子ども園整備事業 公立幼稚園教育推進事業 私立幼稚園教育推進事業
病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)(再掲) 一時預かり事業(再掲)

(3) 子育て支援のネットワークづくり

子育てマップ(ぴんたっこ)発行事業 ママパパ子育て知恵袋メール配信事業
子育て支援フェスティバル開催助成事業 母子訪問指導事業(再掲)
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲) 情報発信支援事業

(4) 子どもの健全育成

総合型地域スポーツクラブの推進 公園再整備事業 まちなかの公園整備事業
児童遊園地管理補助事業 子どもにやさしいまちづくり事業 ウッドスタート事業
こゆるぎ広場の管理運営 いこいの森バンガロー運営事業 体験学習事業
指導者養成研修・派遣事業 子ども会支援事業 地区健全育成組織支援事業
青少年育成推進員支援・活用事業 地域の見守り拠点づくり事業(再掲)
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(再掲) 放課後子ども教室推進事業(再掲)

(5) 幼児期の教育・保育にかかる経済的支援

児童手当支給事業 就園就学支援事業

基本施策2 子どもや母親の健康増進

子どもや母親の心身の健康を確保するために、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、支援体制の充実を図るとともに、子育てや、心や体の健康、食に関する正しい知識を普及・啓発していきます。

(1) 妊産婦・乳幼児に切れ目のない保健対策の充実

妊婦健康診査事業 妊婦歯科健康診査事業 母子健康教育事業 乳幼児健康診査事業
育児相談事業 母子訪問指導事業(再掲) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

保健推進事業 登校支援強化事業 ハートカウンセラー相談員派遣事業 教育相談事業
青少年相談事業 児童相談事業

(3) 食育の推進

食育実践活動事業 農業体験事業 食育啓発事業 魚ブランド化促進事業
ふれあい漁業推進事業

(4) 小児医療の充実

休日・夜間診療事業 小児深夜救急医療事業 育成医療給付事業 未熟児養育医療費助成事業
小児医療費助成事業

基本施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組めるよう、次代の親の育成、生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進をし、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境づくり、地域の人々との交流や実際に体験する機会を持つことで自ら学ぶ環境づくりを目指します。

(1) 次代の親の育成・子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

保育体験学習事業 外国語教育推進事業 日本語指導等協力者派遣 読書活動推進事業
少人数学級編制事業 人権教育 二宮尊徳学習事業 学校等アウトリーチ事業
健康診断事業 ウォーキングタウン小田原・歩育推進事業 学校施設整備事業
教育環境質的向上事業 教育ネットワークシステム整備事業 学校施設安全対策事業
学校災害給付事業 特色ある学校づくり推進事業(未来へつながる学校づくり推進事業)

(2) 家庭や地域の教育力の向上・子どもを取り巻く有害環境対策の推進

学校支援地域本部推進事業 学生ボランティアの活用 家庭教育学級事業 尊徳学習推進事業
青少年環境浄化団体等支援事業 環境学習事業 ふるさとの森づくり事業

基本施策4 子育てを支援する生活環境の整備

安心して子どもを育てるためには、良質な住宅や良好な居住環境の確保、犯罪等の防止に配慮した環境設計、安全な道路交通環境を整備します。また、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、バリアフリー化を進めるなど、子育て世帯が安心して外出できる環境を整えるとともに、情報提供に努めます。

(1) 良質な住宅の確保、良好な居住環境の確保

街なか居住誘導事業 市営住宅考査時の配慮

(2) 安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備・安全・安心まちづくりの推進

バリアフリーネットワーク事業 交通安全施設の充実 市民生活道路の改良事業
地域防犯灯整備事業 自転車等放置防止対策事業 こそだてにやさしいまなざし事業

基本施策5 仕事と子育てとの両立の推進

仕事と家庭生活の両立を推進し、安心して子育てができるように、企業への意識啓発、多様な働き方に対応した保育サービスや子育て支援サービスを充実させていきます。

(1) 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)実現のための働き方の見直し

労働教育事業 起業家支援セミナー開催事業 女性の就業支援講座

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

通常保育事業(再掲) 延長保育促進事業(再掲) 休日保育事業(再掲)
乳児保育促進事業(再掲) 障がい児保育促進事業(再掲) 認可外保育施設への支援事業(再掲)
公立保育所運営管理事業(再掲) 公立保育所施設整備事業(再掲)
民間保育所等施設整備補助事業(再掲) 認定子ども園整備事業(再掲)
病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)(再掲)
一時預かり事業(再掲) ファミリー・サポート・センター運営事業(再掲)
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(再掲) 放課後子ども教室推進事業(再掲)
勤労者融資対策預託金事業

基本施策6 子ども等の安全確保

子どもが交通事故や犯罪などの被害に遭うことがなく、安心して生活できる環境を整えます。地域社会全体で子どもを守るため、家庭、地域、学校、行政、関係機関が連携し、安全を確保するための取組や防犯対策を推進します。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

地域防犯力強化事業 交通安全運動推進事業 交通安全団体活動費補助事業
街頭指導活動等充実事業

(2) 被害にあった子どもの保護の推進

ハートカウンセラー相談員派遣事業(再掲) 教育相談事業(再掲) 青少年相談事業(再掲)
児童相談事業(再掲)

基本施策7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の予防・防止対策、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実等により、支援を必要とする子どもや家庭に対し、適切な支援を図るとともに、きめ細かな取組を推進します。

また、支援を必要とする子どもを地域全体で見守り、すべての子どもが安心して生活できる社会を目指します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童相談事業(再掲) 母子訪問指導事業(再掲)
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲) 養育支援家庭訪問事業(再掲)

(2) ひとり親家庭等の自立支援の促進

市営住宅への入居優遇(ひとり親) ひとり親家庭等医療費助成事業 児童扶養手当支給事業
母子家庭等自立支援事業 ひとり親家庭等日常生活支援事業

(3) 障がい児施策の充実

障がい児保育促進事業(再掲) 障がい児通所支援事業 子ども発達相談事業
障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業 心身障害児福祉手当給付事業
育成医療給付事業(再掲) 支援教育推進事業 母子健康教育事業(再掲)
妊婦健康診査事業(再掲) 乳幼児健康診査事業(再掲) 母子訪問指導事業(再掲)
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲) 育児相談事業(再掲)
教育相談事業(再掲)

7 子ども・子育て支援法に基づく実施計画

「6 施策の展開」で位置付けた事業のうち、子ども・子育て支援法に基づき定めなければならない具体的な実施計画として、「子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」について、子育て世帯のニーズに基づく「量の見込み」と、それに対するサービスの提供量を「確保内容」として定めます。

1. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容

(1) 子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育

子どものための教育・保育給付は、子ども・子育て支援新制度の対象となり一定の基準を満たす幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業等を利用するための給付制度です。保護者に対して直接現金を給付するのではなく、対象となる施設等が保護者に代わって給付を受領し、保護者に教育・保育を提供します。

幼稚園、保育所、認定こども園の「教育・保育施設」の利用に対する給付を「施設型給付」、小規模保育事業、家庭的保育事業などの「地域型保育事業」の利用に対する給付を「地域型保育給付」といいます。

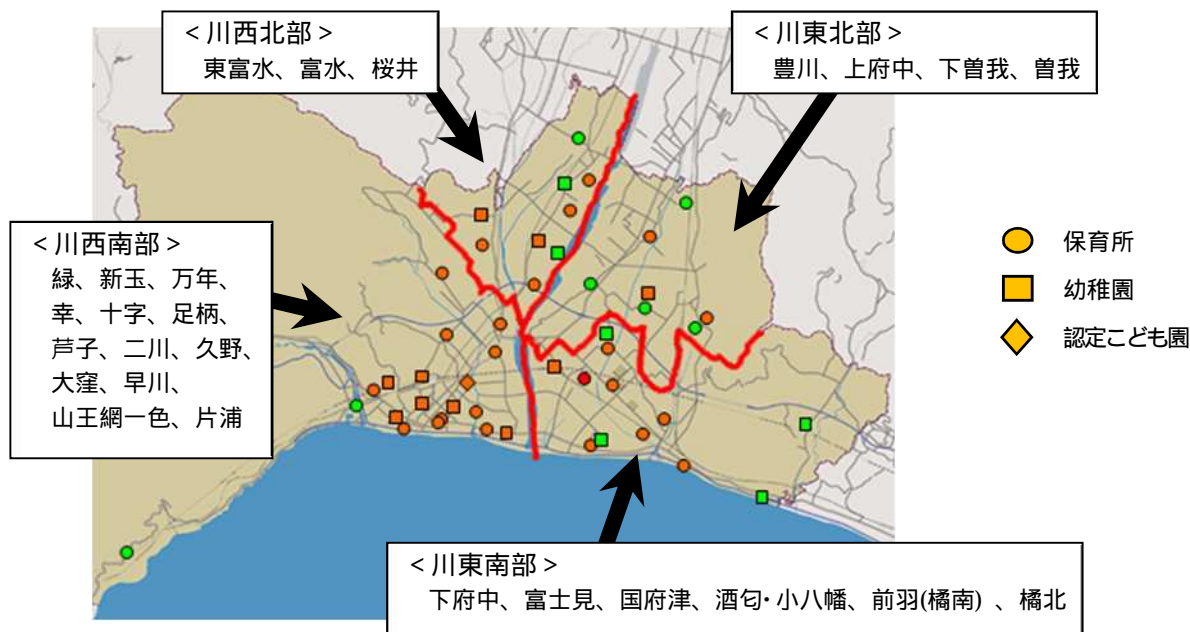
区分	施設・事業名	概要
(教育施設型給付)	幼稚園	3～5歳の子どもの対象に1日4時間程度の幼児教育の提供を行う。
	保育所	0～5歳までの、就労などにより保護者が保育できない子どもを対象に保育の提供を行う。就労時間等によって1日8時間までの短時間保育と11時間までの標準時間保育に分かれる。
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、0～5歳までの保育の必要な子どもと3～5歳までの保育が必要でない子どもの両方を対象として、教育・保育の提供を行う。
(地域型保育給付)	小規模保育事業	0～2歳の保育の必要な子どもを対象に、定員6～19人の少人数の環境で保育を提供する。
	家庭的保育事業	0～2歳の保育の必要な子どもを対象に、定員5人以下で保育者の自宅等で保育を提供する。
	居宅訪問型保育事業	特別な対応が必要な子どもに対して、子どもの居宅等で保育者が1対1で保育を提供する。
	事業所内保育事業	病院や企業などが、従業員の子どもを預かるために運営する保育施設で、地域の保育の必要な子どもにも併せて保育を提供する。

施設型給付、地域型保育給付の利用を希望する子育て世帯は、子どもの年齢と保育の必要性の有無に応じて「認定」を受ける必要があります。「認定」は3区分に分かれています。

認定区分	対象者	対象施設・事業
1号認定	子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。	保育所、認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2) 区域の設定

「量の見込み」、「確保内容」を設定する単位として、市の中央を流れる酒匂川により東西に分け、さらにそれぞれを南北に分けて区域を設定しました。この4つの区域ごとに教育・保育のニーズを把握し、確保内容の検討を行いました。



(3) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保内容

ニーズ調査に基づく利用希望と計画期間における推計児童数から、幼児期の教育・保育の「量の見込み」を推計し、これに対する、各年度における教育・保育施設や地域型保育事業による受け皿を「確保内容」として決めました。

例(表の見方)

単位：人

	平成 27 年度				平成 29 年度				平成 31 年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳	
量の見込み	250	250	50	120	250	250	50	120	250	250	50	120	
確保内容	施設	260	200	10	50	260	230	20	70	260	255	30	100
	地域型保育	0	0	5	10	0	0	15	30	0	0	20	30
	合計	260	200	15	60	260	230	35	100	260	255	50	130
過不足	-	10	50	35	60	10	20	15	20	10	5	0	10

子育て世帯に対するニーズ調査に基づいた、各年度における認定区分ごとの量の見込み

各年度における施設(幼稚園や保育園等)と、地域型保育(小規模保育事業等)での教育・保育の確保内容

1号... 3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する者の認定区分
2号... 3歳以上で、保育所等での保育を希望する者の認定区分
3号... 3歳未満で、保育所等での保育を希望する者の認定区分

各年度、認定区分ごとの、量の見込みに対する確保内容の過不足量

注...概要版では、構成上、平成28年度及び30年度の記載は省略しています。

現在の状況(平成26年)

区域	就学前児童数	就学児童数	対象世帯数	幼稚園施設数	保育所施設数 (分園を含む)	認定こども園 施設数
全市	9,562 人	9,751 人	12,433 世帯	16 か所	30 か所	1 か所
川西北部	2,140 人	2,120 人	2,752 世帯	4 か所	5 か所	
川東北部	1,430 人	1,435 人	1,817 世帯	1 か所	6 か所	
川西南部	3,084 人	3,085 人	4,001 世帯	6 か所	12 か所	1 か所
川東南部	2,908 人	3,111 人	3,863 世帯	5 か所	7 か所	

平成 26 年 10 月 1 日現在

量の見込みと確保内容

全市

単位：人

	平成 27 年度				平成 29 年度				平成 31 年度				
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		
			0 歳	1-2 歳			0 歳	1-2 歳			0 歳	1-2 歳	
量の見込み	2,126	2,065	417	1,271	2,111	2,049	408	1,249	2,087	2,027	399	1,222	
確保内容	施設	2,571	2,071	242	903	2,526	2,153	290	933	2,421	2,218	319	1,064
	地域型保育	0	0	27	57	0	0	81	161	0	0	89	172
	合計	2,571	2,071	269	960	2,526	2,153	371	1,094	2,421	2,218	408	1,236
過不足 -	445	6	148	311	415	104	37	155	334	191	9	14	

全市での教育・保育ニーズに対する受け皿の確保の状況は、0～2歳児の保育ニーズに対する受け皿の不足が見込まれます。しかし、区域ごとにニーズと受け皿のバランスが違っているため、保育の環境整備については、区域ごとに課題と特徴をとらえた上で整備を進めていきます。

なお、教育の環境整備については、幼稚園は、通園バスの運行等により区域をまたがった広域的な利用が一般的であることから、市全域で「確保内容」をとらえることとし、受け皿は充足しているものと見込みます。

川西北部

単位：人

	平成 27 年度				平成 29 年度				平成 31 年度				
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		
			0 歳	1-2 歳			0 歳	1-2 歳			0 歳	1-2 歳	
量の見込み	571	333	99	270	566	330	97	265	560	327	94	259	
確保内容	施設	610	323	44	148	610	368	49	153	610	368	59	193
	地域型保育	0	0	7	12	0	0	31	62	0	0	39	73
	合計	610	323	51	160	610	368	80	215	610	368	98	266
過不足 -	39	10	48	110	44	38	17	50	50	41	4	7	

0歳児を中心に3号認定の保育の受け皿の不足が見込まれます。0～2歳の保育ニーズに対応できる小規模保育事業等の地域型保育事業のほか、認定こども園等の教育・保育施設の整備も含め、保育の受け皿の確保を進めていきます。

川東北部

単位：人

	平成 27 年度				平成 29 年度				平成 31 年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳	
量の見込み	255	330	49	153	253	327	48	151	250	324	47	147	
確保内容	施設	175	325	33	122	175	325	38	132	175	325	43	137
	地域型保育	0	0	0	0	0	0	7	12	0	0	7	12
	合計	175	325	33	122	175	325	45	144	175	325	50	149
過不足 -	80	5	16	31	78	2	3	7	75	1	3	2	

0歳児を中心に3号認定の保育の受け皿の不足が見込まれます。既存の保育所の3号定員増などを中心に、小規模保育事業等の地域型保育事業を含め、保育の受け皿の確保を進めていきます。

川西南部

単位：人

	平成 27 年度				平成 29 年度				平成 31 年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳	
量の見込み	612	789	132	461	608	784	129	453	601	774	127	444	
確保内容	施設	893	943	106	416	908	905	134	411	908	890	123	437
	地域型保育	0	0	3	8	0	0	5	11	0	0	5	11
	合計	893	943	109	424	908	905	139	422	908	890	128	448
過不足 -	281	154	23	37	300	121	10	31	307	116	1	4	

区域内の2号の保育定員には余裕が見込まれるので、保育所内の年齢間の定員を見直すことなどによりニーズに対応していきます。なお、区域内の片浦地区については、保育所に比べて小規模な地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）によりニーズに対応することを検討していきます。

川東南部

単位：人

	平成 27 年度				平成 29 年度				平成 31 年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳	
量の見込み	688	613	137	387	684	608	134	380	676	602	131	372	
確保内容	施設	893	480	59	217	833	555	69	237	728	635	94	297
	地域型保育	0	0	17	37	0	0	38	76	0	0	38	76
	合計	893	480	76	254	833	555	107	313	728	635	132	373
過不足 -	205	133	61	133	149	53	27	67	52	33	1	1	

0歳児を中心にすべての年齢において保育の受け皿の不足が見込まれます。

0～2歳の保育ニーズに対応できる小規模保育事業等の地域型保育事業による確保のほか、比較的定員に余裕のある幼稚園から認定こども園への移行促進、認可保育所の定員増など、様々な方策を活用しながら、保育の受け皿の確保を進めていきます。なお、区域内にある橘地区には保育所がないことから、公立幼稚園の認定こども園への移行など、保育機能の確保を図ることを検討していきます。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

地域の実情に応じて必要な子ども・子育て支援を行うため、子ども・子育て支援法においては、次にあげる事業が「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けられており、地域の実情に応じて必要な子ども・子育て支援を行っていきます。

事業名 / 事業の概要	平成 27 年度		平成 31 年度	
	量の見込み	確保内容	量の見込み	確保内容
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター、地域子育てひろば) 未就園児の保護者同士の交流や、育児不安に対する相談、子育てに関する情報提供等ができる場を整備、運営する。	53,572 人/年	支援センター 4 か所 子育てひろば 23 か所	51,398 人/年	支援センター 4 か所 子育てひろば 23 か所
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象) 幼稚園の在園児を対象とし、通常の幼稚園の教育時間終了後に、保護者の希望に応じて預かりを行う。	41,276 人/年	21,000 人/年	40,563 人/年	41,000 人/年
ファミリー・サポート・センター事業 一時預かり事業 ファミリー・サポート・センターは一定の研修を受けた子育て支援者が支援者の自宅などで預かりを行う。一時預かり事業は通院等の多様な理由により、保育所で子どもの一時的な預かりを行う。	4,974 人/年	ファミサポ 2,710 人/年 一時預かり 2,130 人/年	4,810 人/年	ファミサポ 2,740 人/年 一時預かり 2,160 人/年
病児・病後児保育事業 子どもが病気中や病気回復期にあって、集団保育や幼稚園での生活ができないときに、専任看護師を配置し医療機関との連携体制を整えた施設で保育を行う。	2,963 人/年	3,136 人/年	2,877 人/年	3,136 人/年
ファミリー・サポート・センター事業 (就学児対象) 就学児を対象として一定の研修を受けた子育て支援者が支援者の自宅などで預かりを行う。	2,416 人/年	1,820 人/年	2,416 人/年	2,420 人/年
利用者支援事業 身近な場所で、ニーズを踏まえながら子ども・子育て支援に関する情報提供を行う。	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
妊婦に対する健康診査 妊婦の健康の保持増進を図り、安心して出産に臨めるよう健診を行う。	対象人数 1,460 人 健診回数 16,498 回	国基準に基づき実施	対象人数 1,394 人 健診回数 15,752 回	国基準に基づき実施
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) 生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て情報の提供や相談に対する助言を行う。	1,432 人/年	訪問の実施	1,367 人/年	訪問の実施
養育支援訪問事業 保護者の養育支援が必要な家庭に対し、保育士等が訪問し指導・助言を行うことで、適切に養育ができるよう支援を行う。	19 人/年	支援の実施	19 人/年	支援の実施

放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後に指導員のもとで、健全に過ごせる場を提供する。	1,354 人	定員数 1,644 人	1,461 人	定員数 1,644 人
延長保育事業 保育所において、保護者の就労状況等に対応するため、通常の利用時間を超えて保育の提供を行う。	1,220 人/年	25 か所	1,185 人/年	25 か所
子育て短期支援事業 (ショートステイ) 保護者の疾病等により子どもの養育が困難な場合等に、夜間や宿泊による預かりを、児童養護施設等において実施する。	43 人/年	あり方を引き続き検討	42 人/年	あり方を引き続き検討
実費徴収に係る補足給付を行う事業 世帯所得に応じて、幼児期の教育・保育を受けるための日用品、文房具、行事参加に係る実費負担の全部または一部の助成を行う	今後、事業の細部が示される中で検討を行う。			
多様な主体が参入することを促進するための事業 幼児期の教育・保育施設への民間事業者の参入促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した幼児期の教育・保育施設などの設置や運営を促進するための取組を行う。	今後、事業の細部が示される中で検討を行う。			

注...概要版では、構成上、平成28年度、29年度及び30年度の記載は省略しています。

8 計画の推進

子ども・子育て支援事業計画の推進にあたっては、子ども青少年部を中心として、庁内関係各課が連携して取り組むとともに、幼稚園や保育所等の教育・保育事業者、地域等において子ども・子育て支援に携わっている関係者、さらには各関係機関とも連携を強め、総合的な取組を進めます。

本計画の実施状況は、「小田原市子ども・子育て会議」において定期的に報告し、意見聴取を行いながら、計画全体の点検・評価を行います。

また、計画期間内においても、国の制度改正、社会状況の変化、ニーズや事業者の意向の変化などにより計画の見直しの必要性が生じた場合には、柔軟に見直しを行います。

なお、本計画の実施状況や点検・評価の結果、計画の修正の内容等については、広報紙や市のホームページ等で公表を行います。

小田原市子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行：平成27年3月

発行者：小田原市

編集：小田原市子ども青少年部保育課

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

電話 0465-33-1642